

令和 7 年度渇水対策事業のお知らせ

今夏は猛暑と小雨が続き、深刻な水不足に陥りました。本事業では、農業用水の渇水対策のためのポンプ調達・運転・番水等に係る諸経費を補助の対象とします。

◎事業の概要

(1) 事業名

農業用水確保応急対策事業【県単独事業】

水利施設管理強化事業特別型（渇水・高温対策）【国庫補助事業】

※上記事業は対策実施期間によって区分されます。

(2) 補助の対象者

渇水・高温対策を実施した農業者及び水利組合等

(3) 補助の対象となるもの

水路、井戸の掘削、揚水機(ポンプ)の購入及び賃借、設置・撤去・運転、給水車の調達、番水の人件費等

ただし、揚水機（ポンプ）等の購入については、地域の共有財産として管理・保管される場合のみ補助の対象になります。

(4) 補助率 50%

(5) 対象期間 令和7年7月1日（火）以降の取組

(6) 補助金の交付を受けるために必要な書類

- ・渇水・高温対策を実施した区域(範囲)が判る図面
- ・写真(ポンプ、発電機、ホース等)
- ・領収書、契約書等（支出等が確認できるもの）

(7) 問合せ及び書類の提出先

- ・石巻市産業部農林課 0225-95-1111（内線3561）

(8) 提出期限 令和7年10月10日（金）

注意事項

本事業は、国及び県の補助事業として実施するものであることから、以下のもの（取組）については、補助の対象となりません。

- ① 水利権等が必要な河川から、無許可で水を取水したもの。（法令違反等）
- ② 個人で購入したポンプ等で、今後の個人の財産として管理・保管されるもの。
- ③ 必要な書類が整わず、実施した取組について確認ができないもの等。